

議案第 29 号

所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、規定の整備をいたしたく、本案を提案するものである。



所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項第1号中クをコとし、ウからキまでをオからケまでとし、同号イ中「（特別区の区長を含む。以下同じ。）」を削り、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ 他の市町村から援護を受け、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者

ウ 他の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第1号の規定により、同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

第2条の2第1項中第11号を第13号とし、第3号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 市から援護を受け、市の区域外に設置されている介護保険法第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者

(4) 市長が老人福祉法第11条第1項第1号の規定により、市の区域外に設置されている同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

第2条の2第2項に次の3号を加える。

(5) 所沢市子ども医療費の助成に関する条例（平成19年条例第2号）により医療費の助成を現に受けている者

(6) 所沢市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成4年条例第35

号)により医療費の助成を現に受けている者

- (7) 他の都道府県又は市町村が実施するこの条例又は前2号に規定する条例と同様の医療費の助成制度により医療費の助成を現に受けている者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。